

平成29年度

第1回

# 定期監査報告書

(補助金・交付金)

(市民部)  
スポーツ推進課

青梅市監査委員

# 定 期 監 査 報 告 書

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の対象

市民部スポーツ推進課

### 2 監査の範囲

平成28年度（出納整理期間を含む。）に執行された補助金および交付金に関する事務

### 3 監査の期間

平成29年10月5日から平成29年12月27日まで

説明の聴取 平成29年11月29日

### 4 監査の方法

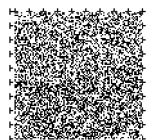
監査に当たっては、監査対象課の所管する補助金および交付金に関する事務について、次の点を主眼として、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査ならびに関係職員からの説明聴取を実施した。

- (1) 補助金および交付金の支出根拠（条例・規則・要綱）は明文化されているか
- (2) 交付基準は明確か
- (3) 対象経費は明確か
- (4) 申請・決定・交付・報告・確定手続は法令等の規定にもとづき適正に執行されているか

## 第 2 監査の結果

次に掲げるスポーツ推進課の所管する補助金に関する事務は、法令等にもとづき、おおむね適正に執行されているものと認められた。

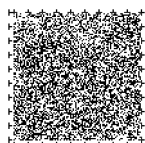
なお、事務取扱の一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として述べることとする。



## 1 監査対象補助金等

補助金等の名称	根拠規定	補助等の目的
スポーツ普及推進事業補助金	青梅市スポーツ振興基金条例 青梅市スポーツ振興基金条例施行規則 青梅市スポーツ振興審議会条例	市民の心身の健全な育成に寄与するとともに社会体育の振興を図る。
	補助金確定額	219,800 円
大会運営事業補助金	青梅市スポーツ振興基金条例 青梅市スポーツ振興基金条例施行規則 青梅市スポーツ振興審議会条例	市民の心身の健全な育成に寄与するとともに社会体育の振興を図る。
	補助金確定額	58,650 円
スポーツ育成強化事業補助金	青梅市スポーツ振興基金条例 青梅市スポーツ振興基金条例施行規則 青梅市スポーツ振興審議会条例	市民の心身の健全な育成に寄与するとともに社会体育の振興を図る。
	補助金確定額	1,660,000 円
青梅市体育協会補助金	一般社団法人青梅市体育協会補助金交付要綱 青梅市補助金等交付規則	スポーツの推進を図る。
	補助金確定額	1,693,217 円
青梅市地区市民運動会等交付金	青梅市地区市民運動会等交付金交付要綱 青梅市補助金等交付規則	地区体育の振興とコミュニティーの醸成を図る。
	補助金確定額	13,778,000 円

※スポーツ普及推進事業補助金、大会運営事業補助金およびスポーツ育成強化事業補助金は、青梅市スポーツ振興基金を財源としている。



## 2 要望等

補助金および交付金は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を根拠とし、支出されている。

公益上必要があり、合法的なものであっても、その補助金を支出することが適当か否かについては、財政状況、補助金の意義、効果等を総合的に勘案し判断する必要がある。

今回の補助金および交付金監査においては、団体等に交付した補助金・交付金について、交付の根拠が明確かつ適正に定められているか、申請・決定・交付・報告・確定手続は法令等の規定にもとづき適正に執行されているか、補助金等が効果的・効率的に活用されたのかに留意しつつ、補助金等の支出について、財政状況、補助金の意義、効果等を総合的に勘案し、判断したところである。

補助金等の交付に当たっては、今後も、その必要性、効果等について「青梅市補助金等の見直しに関する指針」にもとづき十分に検証を行うとともに、支出内容の詳細についても把握し、補助金の透明性、公平・公正性の確保に努められるよう要望する。

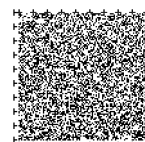
なお、個別事項については、次のとおりである。

### (1) スポーツ振興基金について

#### ア 今後の活用について

青梅市は、昭和58年にスポーツ振興を目的とした指定寄付を受け、青梅市スポーツ振興基金条例、同施行規則を制定、以降、市民や市内に活動拠点のある個人や団体の体育、スポーツおよびレクリエーション活動に対して援助や表彰を行い、市民の心身の健全な育成と社会体育の振興を図ってきた。この基金により、「スポーツ普及推進事業補助金」、「大会運営事業補助金」および「スポーツ育成強化事業補助金」を交付してきたところである。

しかしながら、補助金の原資となるスポーツ振興基金は、平成29年9月末で4,400万円余の残高となっており、年々減少を続けている状況である。財源に限りがあるなか、この基金を原



資とした補助金の対象者、支出額については、中長期的な視点で精査を行い、これからのスポーツ振興のために今後どのように運用していくのか、スポーツ振興審議会等において検討されたい。

#### イ 「青梅市スポーツ振興基金条例施行規則」について

補助金を交付するに当たっては、その対象事業にどのような効果があったか、社会情勢や市民ニーズの変化に対応したものとなっているか等、常に検証が必要である。特に毎年度交付される補助金は既得権化されやすく、また、補助金交付事務も慣例化しやすいことから、十分検証を行うことが重要である。

申請書類等の審査は、個々の事業の内容や経費の執行が交付条件に適合しているか、また、当該事業がどのような成果を上げているか検証し、交付決定や金額確定について市の意思決定を行う作業である。

「青梅市補助金交付規則」においては、申請書には補助事業等の効果を、実績報告には補助事業等の成果を記載することとしているが、「青梅市スポーツ振興基金条例施行規則」には規定されていない。

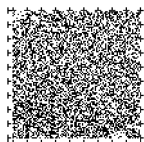
補助事業の成果を明確に検証できるよう、規則改正について検討をされるよう要望する。

#### (2) 青梅市体育協会補助金について

青梅市体育協会は、健康で快適な市民生活の維持・向上に寄与することを目的に、スポーツ大会、講習会等スポーツの普及・振興に関する事業等を実施するとともに、スポーツ選手や団体の育成・強化に取り組んでいる。

当補助金は、「一般社団法人青梅市体育協会補助金交付要綱」にもとづき交付され、人件費・事務費のほかに、協会加盟団体への助成金として充当されている。

補助金交付による成果を検証し、使途を明らかにすることは重要な作業であるが、実績報告に添付された加盟団体への助成金に関する資料から、その成果を検証することは困難である。平成20年度



に実施した体育協会の財政援助団体等監査における指摘を受け、加盟団体に対する報告書フォーマットおよび補助対象項目マニュアルにより確認しているとのことであるが、実績報告書には確認資料が添付されていない。

補助金の使途・効果を明確にし、執行状況が確認できるよう、審査に必要な関係書類の添付を求め、体育協会への適切な指導を実施することを改めて要望する。

### (3) 青梅市地区市民運動会等交付金について

「青梅市地区市民運動会等交付金」は地区体育の振興とコミュニティーの醸成を図ることを趣旨として、地区市民運動会ならびに地区体育の振興を目的とするスポーツおよびレクリエーション活動を交付対象事業として交付されている。

交付対象となる青梅市自治会連合会の各支会等では、市民運動会を始め各種スポーツ大会等を実施しているところであるが、「地区体育の振興を目的とするスポーツおよびレクリエーション活動」として実施されている事業や、その支出として申請されている経費については、交付団体においてその捉え方が様々である。

また、交付申請の際に予定されていた事業が中止の場合、事業変更等について所管課がどのように確認したか判断できる資料は添付されていなかった。

交付金が公金である以上、その使途については、市民の理解を得られるものでなければならず、公平・公正性、透明性の確保といった観点からも、一定の基準を設け、交付対象事業および交付対象経費を明示することを検討されたい。

